

## 第1 基本方針

我が国の漁業は、気候変動や国際情勢の変化等の影響もあり、主要魚種の資源減少や養殖水産物の大量斃死、漁業就業者の減少や高齢化、頻発する自然災害、外国漁船の違法操業、燃油・飼料価格の高止まり等、多くの課題に直面している。さらに直近では、イラン情勢を受け燃油の価格や安定供給に不安が生じている。昨年度は、過去最長に継続していた黒潮の大蛇行は終息したものの、海洋環境の変化等に起因するさけの歴史的な不漁や陸奥湾のほたて貝養殖業・瀬戸内海のかき養殖業で高水温等による大量斃死が発生する等、漁業経営や漁協・漁村は依然として不安定な状態が続いている。また、ALPS 処理水の海洋放出に伴う中国等による水産物の輸入制限措置については、中国は自国の食品安全基準に合致した日本産水産物の輸入を再開するとしたものの、その後の日中関係の悪化により再び停滞し、依然として不透明な状況にある。

このような厳しい漁業環境を踏まえ、国は漁業経営を支える「漁業収入安定対策事業（積立ぶらす・掛金追加補助）」に対して、前年度の 385 億円に続き、令和 7 年度補正予算と令和 8 年度予算で計 343 億円を確保したところである。

国は水産基本計画に基づいて、漁業においては T A C 魚種の拡大や I Q 管理の導入を図ると同時に、複数の漁法等による複合的な漁業への転換を含む漁船漁業の構造改革を進めようとしている。また、養殖業では「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、需要に応じた生産を行うことで生産性の向上と生産増大を図り輸出の拡大を目指しており、その方向性に沿った漁場改善計画の見直しが行われた。

このような状況を踏まえ、「ぎょさい」については、令和 7 年 5 月に漁業災害補償法が改正・公布され、政省令告示改正とともに令和 7 年 10 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日から施行された。今回の改正は、制度の持続的かつ安定的な運営の確保と漁業を取り巻く状況の変化に対応するため、漁獲共済と特定養殖共済を統合して「漁獲・特定養殖共済」を創設し、2 以上の漁業種類を一括して対象とする複合漁業契約方式や、共済の対象となっていない漁業の生産金額を主契約の生産金額に算入することができる生産金額追加特約を創設したほか、養殖共済においては網いけす単位での損害状況に応じて支払う特約やひらめ陸上養殖業を共済の対象に追加する等の新たな補償の仕組みが創設されたところであり、これらに対応していく必要がある。一方、「積立ぶらす」については、「クロマグロの下止め特例」が令和 7 年度から段階的に廃止されていること、また「養殖版積立ぶらすの払戻判定金額の算定に係る割戻し特例の廃止等」が令和 9 年度から実施されることとなっており、その見直しに引き続き対応していく必要がある。

今年度も厳しい漁業環境が続くと思われるが、「ぎょさい」と「積立ぶらす」の果たす役割への漁業関係者の期待は引き続き非常に高い状態にある。漁業経営のセーフティーネットとしての機能が十分発揮できるよう、国、地方自治体、漁協系統・漁業者団体との連携を図り、「ぎょさい」と「積立ぶらす」をより一層浸透・定着させ、漁業経営の安定に貢献していくものとする。

## 第2 主な施策

### 1. 普遍的な加入と定着を図るために

「ぎょさい」と「積立ぷらす」は漁業者に十分認知されてきているが、より一層の定着を期し、普及推進を展開するものとし、今年度の全国目標として共済金額 7,687 億円、漁業者積立額 342 億円、加入率 90%（漁獲・特定養殖、養殖共済の合計共済限度価額 9,794 億円に相当）を設定し、その達成に向けて、次の取組を行う。

#### (1) 具体的な推進目標の設定

- 改正漁災法を活用して継続契約の確保に努めるとともに、契約割合の引上、共済対象に追加された魚種の新規契約の獲得及び未加入マーケットの解消に取り組む。

#### (2) 共済組合や漁協等との一体的推進活動の展開

- ギョサイ・積立ぷらすの普及推進に貢献している漁協の職員を対象に、より一層の制度の定着と補償の充実をはかるための全国会議を開催する。
- 共済組合が主催する推進会議や現地推進活動等に参加する。
- 諸会議等での協議や情報交換を通じて、目的達成に向けた実践的な取組を強化する。

#### (3) 各漁業団体・行政庁との連携強化

- 各漁業団体・行政庁に「ギョサイ」と「積立ぷらす」が果たしている経営安定機能に対する理解を深めてもらうための取組を行う。

#### (4) 広報活動の活発な展開

- 業界紙への記事提供、ホームページの随時更新、共済ニュースの定期発行等による対外的な情報発信に努めるほか、共済団体間の連絡を密にするため、共済組合への事業に関する情報提供を行う。
- より一層の浸透・定着に向けたポスター及び改正漁災法に対応したパンフレット等を作成する。

#### (5) 漁業共済優績者表彰の実施

- 漁業共済事業の発展に貢献していただいた契約者の表彰を行う。

#### (6) 漁業収入安定対策事業及びその他の掛金補助事業の活用

- 漁業収入安定対策事業（積立ぷらす・掛金追加補助）及び「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」等を活用した加入推進を図る。

## 2. 事業基盤の強化を図るために

### (1) 事業運営上の諸問題に関する積極的な取組

- 共済組合の常勤役職員を構成員とする漁業共済団体連絡協議会を通じて、漁業共済団体における諸課題を幅広く協議する。
- 漁獲・特定養殖共済（漁獲）の将来的な損害査定のある方について、共済組合と検討を行う。

### (2) 研修活動の充実強化

- 共済組合職員等を対象とした業務部門・管理部門の研修会を開催する。
- 共済組合が開催する漁協職員を対象とする研修会を年1回以上開催できるよう支援し、ぎょさい担当職員の育成に努める。

### (3) 経営基盤の強化

- 支払・払戻書類等の提出の効率化及びコスト削減に繋がる共済団体の事務処理の合理化に向けた取組を行う。
- 合併を検討する共済組合があれば、その求めに応じ、全国合同漁業共済組合との合併について必要な取組を行う。

## 3. 制度の充実等を図るために

- 改正漁災法が令和8年4月1日から施行されたところであるが、制度・運用上の諸課題が解消していない事項については、諸課題の解消に向け、水産庁と緊密に連携し取り組む。
- 令和8年4月1日の定期料率改定について、スムーズな実施に向けた取り組みを行う。
- 現行制度の問題点の解消や多様化する共済ニーズに応えるため、制度の充実に向けた検討を進める。
- オンラインシステムの機能を最適化し、利便性の向上に取り組む。

## 4. その他

- 新ビル竣工に伴い、事務所移転を行う。
- 既存文書の精査と電子化基準を策定し、重要文書の最適な管理体制を検討する。
- 令和8年度から、オンラインシステムの抜本的改修のための引当金の計上を行う。